

ラグビーフットボール・コードを巡る 争いに関する一考察

— the Laws of the Game 及びその改正要求の変遷等の分析から —

松島 剛史*

ラグビーフットボールというゲームでは、多様な得点の仕方を認める一方で、得点配分上、トライを高く評価している。とはいえ、このような得点の仕方の序列は1971年を機に確立したものである。しかしながら、ラグビーの生成について取り扱った従来の研究は、この序列形成を各ラグビーユニオンの関係性を踏まえて十分に論じられていない。本稿は、ラグビールール及びその改正要求を分析し、「支配的なラグビー像をめぐる争い」として各ラグビーユニオンの対立を描き、トライが最高位に置かれる過程を明らかにするものである。

キーワード：ラグビー、得点の仕方、トライ、精神力を試す場としてのスクラメージ、オープンプレイ、ポイント制、ホームユニオン、植民地・自治領ユニオン

はじめに

通説上、19世紀半ばイングランド郊外のパブリックスクール・ラグビー校で行われていたフットボールに由来するラグビーフットボール（以下、ラグビー）は、1863年フットボールルールの一本化を目的に催されたロンドン・フットボール会議において、主にイートン校やハロー校といった上級パブリックスクール出身者らいわゆるアソシエーション派（以下、サッカー）とゲーム像を巡って対立している。また、これを契機にして、1871年に設立されたラグビー統

括機構、ラグビーユニオン（The Rugby Football Union）（以下、イングランド）では、労働者プレイヤーの「ブロークンタイム」補償を巡って内部抗争が勃発し、その後リーグラグビーとして独自の発展を遂げる北部ユニオンが脱退している。今日、ラグビーはこのように様々な対立を経て100を越える国や地域で行われている。

このゲームは長方形のフィールドを舞台に、2チームそれぞれ15名のプレイヤーが楕円のボールを奪い合いながら、相手ゴールライン、ないしそのラインを越えた地点にプレイヤーの持つボールをつける、或いは、キックしたボールがH状ボールの間を通過することで得られる得点を競うものである。そして、現行ルール¹⁾

* 立命館大学大学院社会学研究科博士後期課程

表1 得点の仕方と配点の推移

〔得点方法と点数の推移〕

年 度	トライ	トライ後の ゴール	ペナルティキック によるゴール	左以外のドロップキ ックによるゴール	マークからの ゴール
1890-91	1	2	2	3	3
1891-92から1892-93	2	3	3	4	4
1893-94から1904-05	3	2	3	4	4
1905-06から1947-48	3	2	3	4	3
1948-49から1970-71	3	2	3	3	3
1971-72から1976-77	4	2	3	3	3
1977-78から現在	4	2	3	3	—

出典：日比野（1987：1303頁）

における得点の仕方とその配分を見ると、ラグビーはトライ5点、トライ後のゴールキック2点、ペナルティ後のゴールへのキック／ドロップゴール3点としており、多様な得点の仕方を認めつつもトライを高く評価している。

しかし、表1に明らかなように、当初、トライ単独では得点を得られず、あくまでそれはゴールへキックする権利を得るための手段でしかなかった。トライそれ自体が得点の仕方として認められるのは、ポイント制が導入された1886年のことである。その後、トライは得点の仕方に対する配点の量に変化してゆくなかで徐々に優位性を獲得し、1971年に得点配分上最高位に位置づくのである。

このようにラグビーは、得点の仕方を問わずにボールの状態を基準に同じ得点を与え、得点の仕方を均一化するサッカーやバレーボール等と対照的に、ゲームが始まる前に得点の仕方に対して美的な基準を持ち込み、それを量的に還元することで内容を序列化してきたのである。換言すれば、ラグビーは得点の仕方を問わずに、ただ得点を稼ぐことを目的とするのではなく、トライによって得点することを念頭に置い

たゲームとして構成されてきたといえよう²⁾。

本稿の内容の先取りになるが、19世紀末期以降、英国だけでなく、ニュージーランドラグビーユニオン（New Zealand Rugby Union）（以下、NZ）やニューサウスウェールズユニオン（New South Wales Union）（以下、オーストラリア）、南アフリカラグビーユニオン（South Africa Rugby Union）（以下、南ア）といったラグビーに関して固有の文脈を有する英国植民地にもラグビー統括機構が続々と設立されている³⁾。このなかで、トライを最高位に置く決定的な要求は、1905年の初め「ナショナルチーム」による英国遠征以降、「国際」競技力の上で抜きん出ているNZから1924年に発せられるのである。ここには、「国際」試合が盛んになるなかで、ラグビーコードに関するさまざまな主張が、NZ及びオーストラリアから国際ラグビーフットボール連盟（The International Rugby Football Board）（以下、IRB）⁴⁾に向かって発せられていた事実が垣間見える。

しかし、ラグビーの生成について取り扱った研究（池口1981；大西1954；岡1978；香山1930；小林2003；齊藤ら1992；秦1987, 1993, 1996；

日比野 1986, 1987；藤江 1992；星名 1972；山本 1998）において、得点の仕方の序列転換はあくまでルール変遷の一環として触れられているにすぎず、今現在これを主題に論じたものを見出すことはまずない。従来の研究で支配的なのは、サッカーとの対立を除いて、ある特定の地域や年代におけるゲームの特徴やその展開の記述であり、他方ではダニングら（1983）のように社会的な傾向や階級対立をそのままゲーム変容に結びつけようとする見解である。

このような研究における問題は、ラグビー像の転換を表す一連のルール改正及びその要求が、どこから、一体誰に向かって発せられ、それがどのような反応を引き起こし、その一連の要求と反応が各ユニオンの如何なる戦法やゲームの特徴に関係しているか、という視座が欠落していることである⁵⁾。1871年以降、ルールの統一が求められるなかで、各ユニオンは互いのさまざまな戦法や技芸を当然強く意識し合い、それらが鋭く衝突するなかで「国際」的なルールは作られたはずであり、各年代のルールやその改正要求及びそれに対する反応には各ユニオンの求めるラグビー像が色濃く反映しているといえよう。このようなラグビーコードを巡る各ユニオンの主張を等閑視する観点では、スポーツの生成が静的かつ一方的に描かれてしまいがちであり、現在のトライを最高位に置くラグビーが、いわば「支配的なラグビー像をめぐる争い」を繰り返す相互依存的な動的過程のなかで構成されてきたことについて十分に知ることはできないと考えられる。

そこで、本稿では、以上の視点を踏まえ、これまで明らかにされてきたゲームの特徴を再構成しつつ、19世紀半ばから1971年までのラグビールールの変遷及び各ユニオンのルール改正要

求やそれに対する反応を分析し⁶⁾、得点の仕方の序列転換がラグビーコードをめぐるどのようなダイナミズムのなかで起こってきたかを明らかにすることを目的とする。

1. 1870年代までのイングランドにおけるラグビー

1-1. 精神力を試す場としてのスクラメージを重視するラグビー

前近代の共同体における宗教や慣習的行事の際にさまざまな民衆フットボールが行われていた歴史を持つ地で、ラグビーも帝国形成のための学校教育の拡充とかわかって、英国パブリックスクールで行われていたフットボールにその「起源」が求められてきた。

とはいえ、早期のゲームでは、トライはおろか現代のラグビーで常時見られるボールを持って走ることにすら認められていなかった（PR：62項）。むしろ、ダニングら（1983）や山本（1998）も指摘するように、19世初頭のパブリックスクールのフットボールは、学校の環境やそれを取り巻く社会状況によってゲームのやり方はまちまちであり、サッカーやラグビー、アメリカンフットボールとも取れるような内容が混在するフットボールとして捉えた方が妥当である。

トマス・アーノルド校長によって学校改革が進められた1820年代に入ると、ラグビー校のフットボールは、独自の路線を歩み始める。

この時期、フォワードやバックのような役割分化が見られるなかでパスプレイや、他のパブリックスクールでは依然として禁じられていたボールを持って走る（Carrying）が普及し、1840年代までに、後にロンドン・フットボール会議で争点となるH状ゴールが設立されている（秦 1987：126-127頁）。また、ゴールライン

を越えた地点にボールをタッチダウンするランニングイン（Running in）も、ゴールへボールをキックする権利を得る手段として合法化されている（PR：198頁）。

このような変化の中で、ラグビー校では次第にパスプレイや相手プレイヤーを避けながらボールを持って走ったり、スクラメージから離れたりする動きがゲームで目立ち始めるわけだが、このような動きは、1850年代ラグビー校OBらによって「男らしく」無い、「軟弱化」した傾向として厳しい非難に曝されていた（ダニングら1987：114-115頁，秦1987：128-129頁）。

むしろ、当時の支配的な内容は、秦（1987）が「ラグビー校で『ナビーズ』としてよく知られているつま先に鉄のびょうのついた靴をはき、ハッキングで前進して行くときに生ずる苦痛に対する粗野な勇気と平然とした無関心さを試す野蛮なテストであった」（128頁）というスクラメージ、つまり荒々しい密集であった。

また、1866年のラグビー校のスクラメージに関するルールによれば、スクラメージは相手プレイヤーに捕まったボールキャリアが地面にボールを置き、両チームのプレイヤーが密集し、手ではなくキックによってボールを前進させることであった（PR：72頁）。1874年—89年のラグビーユニオンでは、スクラメージは「ボールをキックすることで相手ゴールラインの方向にそれを追いやることに努める実践である」と規定されている（PR：73頁）。

ここから、スクラメージは次の攻撃のための起点として機能していたというよりも、むしろキックによって相手ゴールの方向にボールを進める戦法であったと考えられる。

Royds（1949）が1856年以前のスクラメージを20分以上費やされる「良いラフや混乱状態」

（72頁）として好意的に紹介するのは、以上のような理由によってであろう。

このように当時のスクラメージは、ボールを前方に進めるために両チーム入り乱れる荒々しい密集状態として支配的な内容であったと同時に、他方でそれは、危険な密集を敢えて作ったり、そこに果敢に飛び込んだり、或いはその中で体を張ってボールを奪い合う時の粗野な勇気や忍耐力といった精神力を試す場として重要な意味合いを持っていたのである。

確かに、1871年以後、ハッキングが厳しく規制されることでゲームではしばしば「間延びした」スクラメージが生じ、ハンドリング技術が盛んになるわけだが、1889年ユニオンから脱退したリーグラグビー⁷⁾や、アメリカンフットボール派⁸⁾が密集を極力廃した可視的なコンタクトゲームを生成するのに対し、ラグビーはルールによって現在まで密集を保持し続けている。従って、この密集を重視する志向はイングランドだけでなく、その後設立される各地のラグビーユニオンにも影響を与えていたといえよう。そのため、密集はボールを持って走ることやパスプレイの普及と共に、現在に通ずるラグビーの特徴として強調されてしかるべきである。

1-2. キックゲームの特徴と密集の原則

加えて、イングランドで行われていたラグビーは現在と較べると未だボールを持って走る機会は限られ、様々なキックを軸にゲームが展開されていた。そして、この特徴の幾つかは、後述するようにイングランド以外のユニオンが影響力を持ち始めるなかで影を潜めていくことになる。

そこで、以下、得点の仕方とゲーム中の密集に関する規定からキックゲームの特徴及び密集

の原則について述べていきたい。

①キックによるゴール数を競うゲーム

1866年のラグビー校においてゲームの目的はパントを除いたキックによってゴールを挙げることであり、どちらかが2ゴールを挙げることで勝敗が決していた（PR；31頁）。従って、ゲームは先取点型の決着のつけ方であったため、しばしば日を改めて再開されていた。

しかし、1874年のイングランドのルールになると、勝敗はゴール数の多さによって決するように変更され、1875年には、同ゴール数の場合、トライ数の多いチームが勝利することになった（PR；31頁）。ここで、ゲームに時間的制限が設けられ、ゲームは限られた時間のなかでゴール数やトライ数の多さを競うものへ変貌したのである。ただし、あくまでトライは勝敗を決する二次的な要因に留まっている。

このようなゴールを挙げるためのキックは、第1にフェアキャッチ後のプレースキックやドロップキック、第2にランイン後のゴールへのキック、第3にその他のゴールへのキックという3つのやり方が考えられる。

第1の場合、まずプレイヤーが地面に踵でマークを記し、相手のキックやノックオン等から味方に触れることなくボールをキャッチすることでフェアキャッチが認められ、その後、与えられたプレースキックやドロップキックを試みる（PR；7頁）。

第2の場合、1866年のラグビー校及び1874年のイングランドのルールによれば、ランニングインを成功させたチームが、パントアウトとプレースキックを行う権利を獲得する。

この手続きは極めて難解であるため簡潔に示せば、(ア)プレースキックの場合、相手インゴ

ール内にタッチダウンしたチームの1名は、その地点からまっすぐゴールラインにボールを持ち出し（ポスト間の場合、どちらかのポスト）、そこに踵でマークを記し、フィールドオブプレイにいる味方プレイヤーにボールを渡し、その地点からプレースキックを行う、(イ)パントアウトの場合、プレースキックの場合と同じような手続きを経てから、フィールドオブプレイにいる味方プレイヤーは、「フェアキャッチ、ないしボールを獲得してランニングイン、ドロップキックに努める」と規定されている（PR；187-189頁）。

当時、パントからのゴールは認められていなかったため、これは恐らくH状ゴールから遠い地点にタッチダウンしたチームが、再びランニングインを試みたりすることでゴールを成功し易い地点からキックを行えるように配慮された規定であろう。

第3の手段として、フェアキャッチ以外のフィールドゴールが考えられる。なぜなら、ルール上で除外されているキックを見る限り、サッカーのようにドリブル中にゴールに向かってキックすることや、ゲーム中のドロップゴールを認めていなかったとは考え難いからである。また、ペナルティ自体存在しないためペナルティ後のゴールは無かった。

②キックゲームの特徴

前節で触れたように、タックルやスクラメージについての規定からもキックゲームの特徴を多く読み取れる。

1866年のラグビー校ルールにおいて、ボールキャリアが相手プレイヤーによって捕まり、自由に動けない、或いは後方の味方プレイヤーにそれを与えられない場合、そのプレイヤーがボ

ールを下に置くことでスクラメージは発生した（PR：72頁）。

この当時はモールやラック停滞時にレフリーがゲームの進行を止めて、防御側チームにボール所有権を移す規定は存在しておらず、長い時間を費やすスクラメージが頻繁に発生していたことは容易に想像できる。

しかも、当時は、未だタックル後のボールをピックアップしてからの連続攻撃は見られなかったと考えてよい。

1874年になると、イングランドは「跳ねている（bounding）」ボールだけでなく、ラグビー校で禁じられていた「転がる（rolling）」ボールも手で拾うことを認めている（PR：63-64頁）。確かに、これによって例えば一度キックして転がしたボールを拾うことが可能になり、ボールを持って走る及びハンドリング技術を用いる機会は格段に増えたと考えられる。とはいえ、1892年では、スクラメージの経過の中で、フェアキャッチを除いてボールを手で扱うことは禁じられている（PR：72頁）。

つまり、プレイヤーたちはドリブルやロングキック等のキックを用いてゲームを継続する機会が多かったといえよう。

他方で、この時期のルールからは、キックゲームの特徴だけでなく、現代にも通じる密集の原則を読み取ることができる。

1874年のイングランドでは、スクラメージのなかで、如何なる状況であれボールを手で扱うことが禁じられ、1888年にはスクラメージにおけるプレイヤーの意図的な倒れ込みを禁じる条項が追加された（PR：72頁）。

1888年の規定は、前述したように双方のプレイヤーが密集し、ボールをキックしながら前進するスクラメージのなかで、そのボールに一方

のプレイヤーが倒れ込む、ないし覆い被さることで、相手チームの進行を妨げ、ボールの所有権を独占するような動きを規制している。とすれば、1874年からの一連のルール改正は、ボールを手で扱ったり、覆い被さったりすることで、一方のチームが密集状態で優位な状況を作ること禁じるために成されたといえよう。従って、視点を変えれば、密集は一方のチームにとって優位な状況として存在するべきではなく、“双方のチームが手を用いずにボールを奪い合うこと”を暗黙の前提にしていると理解できる。

このような密集における原則は現在においても多分に論争を引き起こしている。例えば、NZやオーストラリアとヨーロッパ諸国のユニオンは、1997年に南半球のプロリーグ・スーパー12で実践されていたタックル後の攻撃側優位の技術の国際化を巡って対立している（小林2003：25-26頁）。

まとめると、イングランドのラグビーは、タックル後及びスクラメージ内でボールを手で扱うことを禁じていた。そのため、一度ドリブルでもしない限り、ハンドリングを駆使して展開・突進を繰り返す連続攻撃が存在していた可能性は低かったと考えられる。従って、勝敗もキックによるゴール数によって決定していたことを踏まえれば、ドリブルやキックパス等キックゲームとしての特徴を色濃く残していたといえよう。

一方で、当時のゲームにおいてランニングイン、つまりトライを成し遂げることは非常に困難な試みであったといえる。

オフサイドルールの変遷をみると、1870年代には既にボールより前方のプレイヤーのプレイ

を基本的に認めず、双方のプレイヤーは正対した状態でプレイし合っていたと考えられる⁹⁾。この空間で、相手チームとの接触を避けてトライを成し遂げることは極めて困難な動きであることは容易に想像できる。ましてや、密集を避けることは批判されていたのであるから、ボール所有権を保持し続けることが困難なスクラメージを繰り返しながらトライへ向かっていたといえよう。しかも、トライ後のゴールへのキックの手続きは非常に複雑であった。

これらを踏まえれば、トライ後のゴールを成功させることは困難であり、それ以外の得点の仕方の方が効率的であったと考えられる。しかし、だからこそ難易度の高いトライ後のゴールが重視され始めるとも考えられ、事実トライ自体の価値は高まっていくのである。

2. ルールを巡るホームユニオンの緊張関係

2-1. ラグビーコードを取り巻く統括機構の関係

これまでイングランドを舞台としたラグビーの生成に関して論を進めてきた。しかし、スコットランドからの試合要請がイングランドユニオン設立の一因であったとする山本(1998)の指摘を踏まえれば、ウェールズやスコットランド、アイルランドでも、1871年以前から既にさまざまなラグビー型フットボールがローカルルールで行われていたと考えられる。さらに、ラグビーコードを全世界的に統括する機構は未だ誕生していない当時、海を渡った各地でも同じような状況であったことは想像に難くない。実際、アメリカンフットボールのように、一方でラグビー型フットボールの要素を吸収しながらも、独自のゲームとして自己定立するものすら

ある(R.A. スミス 2001)。

以上を踏まえれば、1871年以降、ラグビーの展開に強力な影響力をもっていくイングランドといえども、1872年スコットランド、1879年アイルランド、1880年ウェールズに設立された英国各地のユニオンや、1892年NZや1882年オーストラリア、1889年南アといった当時未だ自治領になっていない植民地ユニオンと同じく、ラグビーの生成を担う一アクターとして捉えた方がよい。このように把握しなければ、ラグビーコードに対するイングランドを除くユニオンの能動的な側面を見逃すばかりか、現在のラグビーが各ユニオンによる「支配的なラグビー像をめぐる争い」の中で暫定的に存在することを捉えきれないからである。

このようにラグビー統括機構が配置されるなかで、まずはNZ、オーストラリア、南アといった植民地・自治領ユニオン(Dominion Union)に対してホームユニオン(Home Union 本国ユニオン)と呼ばれる英国4ユニオンが、ラグビーの生成について強力な影響力を持っていく。とはいえ、交流を始めた時からルールの解釈を巡って度々衝突を繰り返す彼らは緊張関係を孕みながら、一定の結び付きを見せていくのである¹⁰⁾。

例えば、日比野(1987)や大西(1954)は1884年のイングランド対スコットランド戦で、スコットランドが1トライに対してイングランドが1ゴールを挙げて勝利するが、イングランドのトライの妥当性についてスコットランドから異論が生まれ、その論争を契機にルールの裁定権をどこが持つかが議論になり、ついに1886年イングランドの独断的なルール変更にウェールズ、スコットランド、アイルランドが憤慨して試合を拒絶したことを明らかにしている

(1309頁)。

同年、このようなルール上の問題を解決するために、ウェールズ、スコットランド、アイルランドがIRBを設立するわけだが、ここにはこの3ユニオンがイングランドに対抗するために設立したという背景が読み取れる¹¹⁾。

しかし、翌年、イングランドがウェールズ、スコットランド、アイルランドよりも多い議席数を持つことを条件にIRBに加盟した。そこでイングランドはウェールズ、スコットランド、アイルランドが各2議席しか持ち得ないのに対して6議席を保有している¹²⁾。つまり、イングランドは、IRB全議席数のうち半数を保有することで、「国際」的なラグビーコードの形成について強力な権限を持ったのである。このように1890年を機にイングランド優位のホームユニオン体制（以下、ホームユニオン体制）が確立するのである。

しかし、後述するように、ルールをはじめ「国際」的なコードを司るIRBの設立は、ホームユニオンがそこで作られたルール等を「国内」に採用するという現象を生じさせた。つまり、ホームユニオンの各代表者によって「国際」的な諸問題について協議することを目的に設立されたはずのIRBが逆に各ユニオンを拘束するという力関係の逆転が起こるのである。従って、IRBを舞台にホームユニオン体制が確立したことは、同時にIRBによってホームユニオン、特にイングランドのラグビー像が切り崩されていく端緒としても捉えられるのである。とりわけ、後述のNZ、オーストラリア、南アのIRB加盟はイングランドの優位性を切り崩し、IRBの権限を強める役割を果たしたと考えられる。

19世紀末から20世紀初頭にかけて英国は、一方でアイルランド問題を抱えながら、他方で帝

国列強がその勢力拡大を狙って国際的な対立を深めるなかで植民地との関係強化を図っていた。

このような社会情勢下で、南アは1906年、また1880年代から互いに交流を深めていたNZとオーストラリアは1890年代以降英国遠征を開始した。さらに1932年にホームユニオンを除くヨーロッパ諸国のユニオンを取りまとめて国際アマチュアラグビー機構（La Federation International de Rugby Amateur¹³⁾）を設立するフランスも、英国との社会的な緊張関係の下で、1906年からホームユニオンと交流を深めている¹⁴⁾。

このような交流のなか、特に1930年代まで競技力の上で抜きん出ていたNZとオーストラリアはIRBにルール改正要求を行っている。これは20世紀初頭からホームユニオン体制にNZやオーストラリアが挑戦するという構図が新たに加わったことを表しているといえよう。そして、1948年からNZ、オーストラリア、南アはIRBに1議席を保有し、ラグビーコードの形成に直接的な影響力を持つに至るのである¹⁵⁾。

しかし、当初からNZらの要求はホームユニオンが作り上げたラグビー像を切り崩すものであったが故に、その多くが現代にも通じるルールであったにもかかわらず拒絶されている。それらがIRB及びホームユニオンで批准されるには長い時間を必要としたのである。

NZらの要求のなかには得点の仕方の地位転換、つまりトライを軸にしたゲーム像への転換を主張するものも含まれていた。とはいえ、このルール改正は、1948年までIRBに議席を持っていないNZの一存で決定したわけではなく、その転換の萌芽はすでにホームユニオン体制時に芽吹いていたと考えられる。

そこで、確かに当時の社会情勢及び他のフッ

トボールやフランスの影響も等閑できない問題ではあるが、次節ではホームユニオンによるルール改正のやり取り等を分析し、ゲーム変容及びそれを巡る争いを描き出したい。

2-2. ホームユニオン体制時のラグビー

1871年以降、英国のラグビーは、ウェールズが1880年に従来2～3名のバックスに1名のスリークォーターであった「バックシステム」に3名のスリークォーター制を導入したことに象徴されるように（PR；65頁）、オープンプレイの特徴を強める。この傾向のなかで、トライ自体の得点化及びキックを頂点とした得点の仕方の序列の形成、密集形態及び役割の変容等が起こっている。

そこで以下、このようなゲーム変容を勝敗の決し方及びそのやり方や密集に関するルール改正論議から明らかにしたい。

① トライ自体の得点化及びキックを頂点とした得点の仕方の序列

1874年になると、イングランド内で、ポイント制の導入及び3タッチダウンを1ゴールという、既にケルトナムコレッジ（Cheltenham College）で実施されていた規定を認める要求が発せられ、トライが初めて直接勝敗に絡む要因として主張された（PR；31頁）。しかし、イングランドは、1877年にトライ後のゴールの場合、キックによるゴールの得点のみが得点されることを強調し、一時はポイント制及びトライの得点化を採用しなかった（PR；31頁）。しかし、1886年になると、一転してイングランドはポイント制及び「ゴール3点：トライ1点」という得点配分を採用することを決定した（PR；31頁）。

このようにイングランドを舞台にして、ポイントの多さを競う累積制の導入及び得点の量的還元によるゲーム像の序列化が始まったといえよう。

とはいえ、このイングランドの改正は前述したように1884年に露わになったイングランドとウェールズ、スコットランド、アイルランドの緊張関係を刺激してIRB設立へ導く一因となるわけだが、一方でこれはイングランドの求めるラグビー像に関わる改正であった可能性を秘めている。

Royds（1949）はこの改正理由を「最良のプレースキックを伴うものではないが、良い側面を見つけ出す」（31頁）ためであったと指摘している。さらに、イングランドがポイント制を採用した1886年の同ミーティングでは、イングランドが「彼ら（ウェールズ、スコットランド、アイルランド—松島）は、常に反対するだろうし、我々が信じるもの（トライ後のゴールの配点を上げること—松島）は、決して支持されることはないだろう」と述べ、それに他のゴール以上の配点を与えるべきという発言があった（PR；31頁）。このような発言からは、ゴールへキックする権利を得るための手段であった“トライへ向かう過程”を評価しようとするイングランドの志向を窺い知ることができる。

そして、イングランドはこの得点配分に関する動きと並行してトライ後のゴールへのキックの仕方及び手続きを一本化している。

1883年、イングランドは、以前認めていたパントオンとパントアウトを削除し、トライ後のゴールへのキックの仕方をプレースキックのみに制限し、その手続きも簡略化した（PR；190頁）。まず、1888年には、トライ後のゴールへのキックを試みる際に、タッチダウンしたプレ

イヤーがゴールラインに踵で印をつける必要はなくなっている（PR：190頁）。その後、1892年、ついにタッチダウンしたプレイヤーがその地点から真っ直ぐフィールドオブプレイ上で適切だと思ふ距離にボールを運び、味方キッカーのためにそれを置き、防御チームはボールが地面に触れるまでゴールラインより後方に存在しなければならぬことが規定され、現在とほぼ同じ手続きとなった（PR：191頁）。

しかし、このようにイングランドがトライ後のゴールの優位性を主張するにもかかわらず、1889年の得点配分は「全ゴール3点：ペナルティキック2点：トライ1点（ゴール成功時、ゴールの得点に置換—以下、置換有）」であった（PR：32頁）。このルールを提示したユニオンは判然としないが、イングランドがIRBに加盟する前年であることからイングランドを除く3ユニオンのものと考えてよいだろう。つまり、ウェールズ、スコットランド、アイルランドはトライ後のゴールの優位性を認めなかったのである。

とはいえ、上記ルールとかなり異なる同年のIRBルールは、ペナルティによるゴールを認めず、「トライ後のゴール4点：ドロップゴール・フェアキャッチ後のゴール3点：トライ2点」というトライ及びトライ後のゴールの配分を相対的に高めた内容が記されている（PR：32頁）。

この2つのルールは「国際」ルールと「国内」ルールの違いを示すと考えられる。ここには「国際」ルール上でイングランドの主張に歩み寄るスコットランド、アイルランド、ウェールズの姿と共に、IRBが各ユニオンから相対的に自立した権力を持ち始めたことを読み取ることができる。

1891年になると、ホームユニオンは「トライ2点：トライ後のゴール5点（置換有）：ペナルティゴール3点：その他のゴール4点」というIRBルールを採用し、「国際」ルールに則って「国内」ゲームを運行した（PR：32頁）。

これは、相対的に優位な立場でIRBに加盟したイングランドが「国際」ルールを操作的に扱い始めたことを表す一方で、そもそも国際的な事柄を取り扱うはずのIRBの権力が肥大し、逆にホームユニオン「国内」をも拘束し始めたことを表している。

その後、IRBは1894年にイングランドとウェールズから出されたトライ自体を3点に増やす提案を採用し、1900年にペナルティゴールを2点に減らすスコットランドの提案を否決している（PR：32頁）。1905年には「その他のゴール：4点」の箇所が、「フェアキャッチとペナルティの場合を除くドロップゴール4点：フェアキャッチとペナルティキック3点」に変更されるが、この時イングランドが提案し、ウェールズが支持したドロップゴールの減点は、スコットランドとアイルランドの反対によって否決されている（PR：32-33頁）。

以上のように、ホームユニオンは1891年以降、トライ後のゴールの優位性について「合意」したように見えるが、IRBでは、トライ自体の3点を主張し、ドロップゴールの配点を下げることによってキックとトライ自体を等価値にしようと試みる均質派のイングランド及びウェールズと、ドロップゴールの優位性を主張するスコットランド及びアイルランドの対立が顕在化している。ともあれ、この関係性の下、トライはドロップゴールに次いで2番手に位置したのである。

②スクラムとラックの誕生

このようにトライが重視され始めるなか、ゲームの支配的内容であったスクラメージは形態及び役割の変容を経験している。

従来スクラメージは地面のボールに人々が密集することで現出していたが、1892年になると、まず相手ゴールラインの方向にキックでボールを進めるという目的に関する記述が消え、次いで「密集にいるプレイヤーたちの間にボールが入れられた時に出現する」という新たな内容が追加された（PR；73頁）。そして、1905年には「各チームから1名ないしそれ以上のプレイヤーが、グラウンドに密集する、或は、グラウンド上でボールを彼ら（プレイヤー—松島）の間に入れるために密集する」という規定が表れ、ボールを前方に進めることに留まらない内容を持つセットスクラムとルーススクラム（以下、ラック）が誕生した（PR；74頁）。

1882年のオフサイドルールや1898年のノックオン、スローフォワードについてのルールを見ると、これら規定に反した場合、ゲームはセットスクラムを用いて再開されると規定されている（PR；134頁及び69頁）。それ故、セットスクラムは現在のように反則等が発生した後に行われるゲーム再開の手段として機能していた。

さらに、スクラメージの目的の削除やバックス人数の増加によってオープンプレイの傾向が強まっていたことを踏まえれば、スクラメージにはボールをゴールラインの方向に押しやるというよりも、その中でボール所有権を獲得し、次の攻撃につなげるという意味合いが付与されていたと考えられる。従って、このような性格は当然ラックにも入り込んでいたことは想像に難く無い。つまり、ゲーム中の密集としてのラックもまた再開の手段として機能し始めたので

ある。

以上の議論から、得点配分によるゲーム像の序列化は1886年のポイント制の導入を機に始まるわけだが、その要因は1874年以降、勝敗を決する一因としてトライを認めようとするイングランドの主張に求められる。これはイングランドが“トライへ向かう過程”に意味を見出しつつあることを表している。

しかし、この志向はスコットランド、アイルランドからの抵抗に合い、またイングランドとてトライ自体を最高位に置く主張までには至っていない。つまり、ホームユニオン体制時のラグビーは依然としてトライよりもキックによるゴール優位の序列であった。

他方、このようなルール改正と並行して、精神力を試す場という「伝統」的な意味合いを持ち、ボールを前方に進める上で重要な役割を果たしていたスクラメージも、ボールを持って走ることやハンドリングを駆使したオープンプレイの傾向が強まる中で、セットスクラムとラックへ変貌し、ゲームの再開あるいは継続の手段として機能し始めた。実際、1892—95年までにセットスクラム及びラック内のボールを基点に、攻撃と防御を隔てる架空のオフサイドラインが形成されており、オープンプレイを促す空間整備が進み始めている（PR；134-135頁）。

とはいえ、当時のオフサイドラインは、密集の中心を基点にするとかなり攻撃チームの空間に食い込んで引かれているため、攻撃チームがハンドリングを駆使して大きく前進することは難しく、時間制限の無いラックが多発したと考えざるを得ない。しかも、未だタックル及びヘルド後のピックアップは禁じられていたのだから、攻撃チームによるそれからの突進やライン

攻撃の連続、及びそれらを組み合わせた多彩なハンドリング攻撃の連続は見られなかったと考えてよい。従って、後述するNZらに較べて、一方のチームがボールを所有する時間及びハンドリングを駆使して攻め込む機会は少なく、ボール所有権はキックや密集の多用／多発によって頻繁に移動していたと考えられる。

このように依然としてキックや密集の支配的なゲームは、次章で明らかにされるようにNZによって変貌を迫られるのである。

3. NZとオーストラリアの挑戦

英国植民地は20世紀前半までに自治領、その後第一次世界大戦を経て法的に英国から独立へと向かう大きなうねりのなかにあった。この変動する社会情勢下で、宗主国或いはホームユニオンに対する植民地3ユニオンの挑戦が始まる。なかでも、ホームユニオンと異なる戦法を用いるNZ及びオーストラリアは、1920年頃からラグビーコード、特にルールについて様々な要求を発するわけだが、その多くはホームユニオンから拒否されている。

この対立からは、従来のゲーム像を切り崩すNZやオーストラリアに向かって自らの権威を示すホームユニオンの姿が垣間見ると同時に、トライを頂点に置く序列をはじめ現在のラグビーに通じる多くのルール改正がNZやオーストラリアから求められたことがわかる。つまり、「トライへ向かうラグビー像」は、「支配的なラグビー像をめぐる争い」がNZ及びオーストラリアを含むものへ再編されるなかで作られる。

そこで、以下、ルール改正論議からNZ及びオーストラリアとホームユニオンの対立を描きつつ、トライを頂点とする序列への転換やハン

ドリング技術の拡大、プレイの継続性・連続性を強調したゲームの生成について明らかにしたい。

①ホームユニオン8システムとNZ7システムの対立

ラグビーは1906年のRB通達以降、国際的に15人制を採用するが（PR：60頁）、1920年にウェールズからフロントローは3名以内という提案が出されるまで、各ポジションの人数規定に関する記述は見あたらない（PR：76頁）。故に、各ユニオンは様々なスクラム形態及びゲームシステムを採用していた。

星名（1972）によれば、英国はフォワード8名（フロントロー3名：セカンドロー2名：サードロー3名）、バックス7名（ハーフとスタンド各1名：スリークォーター4名：フルバック1名）の8システムを採用し（519頁）、これは「フォワードの押しを前提としてフォワード、バックスが協力してオープンプレイに徹するもの」で、なかでも「スクラムはボールの確保と相手の圧倒とを狙って『機関車スクラム』ということばを生んだほどに、組み合わせよきのつつこみを強化した」という（525-526頁）。

つまり、これまでの議論からも明らかなように、スクラムやラックといった密集時に相手を圧倒することに価値を見出すホームユニオンのラグビーは、その密集からオープン攻撃や突進攻撃を行うか、あるいはドリブル等のキックによって前進するか等、単調なゲーム運びであったと考えられる。

これに対してNZは、フロントローを2名に減らし、余った1名が「スクラム、ラインアウトのセットプレイではローバー的役割を演じて攻防両面で臨機応変にバックスプレイを積極的

に支援防御」する7システムを採用した（星名1972：520-521頁）。

彼らはフォワードを7名に減らして、その分バックスを強化していることから、フォワードプレイにあまり価値を見出さず、密集の外で数的優位な状況を作ることに力点を置いている。そのため、オープンプレイを強化したゲーム運びと考えられる。

しかし、1930年代のIRB委員会で「NZの7システムはインチキ」という発言があるように（池口1981：33頁）、7システムはホームユニオン間で大いに問題となり、ルール改正によって廃止に追い込まれる。

このルール改正には、スクラム時に投入されるボールのスピードやウィングフォワードの動きの制限等いくつか挙げられるが、なかでも1932年に密集プレイの「伝統」を持つイングランドによってフロントローは3名でなければならぬことがIRBサブコミッティで提案されたことが最大の要因となった（PR：95頁）。これを機にフロントロー2名は禁じられ、事実上7システムは廃止されることになる。

とはいえ、このシステム論争はスクラムの事例に限定されない広がりを持ち、NZやオーストラリアは他のルール上でもホームユニオンと対立している。

②ハンドリングの拡大とプレイの連続性・継続性の強調

例えば、NZとオーストラリアは、1919年にタッチについての規定の一部を「ペナルティキック、或いはキッカー側のゴールラインから25ヤード以内で成されたキック以外のキックで、ボールがタッチに落ちた場合、相手側はそのキッカーがボールを蹴った所の向かい側の地点か

ら投入する権利」を得るに変更することを要求し、彼らはその理由について「タッチラインの使用は、実際の実践における技術を見せず、むしろその技術を排し、インプレイよりもアウトオブプレイにボールを保つ傾向を生むものである。私たちは、防御の際に、タッチラインを使用するプレイヤーを妨げるような提案を行っているのではなく、ボールがインプレイに保たれるべき時にタッチラインを使用するプレイヤーを規制する」と述べている（PR：211-212頁）。

この改正案は、グラウンドに引かれた2つの25ヤードラインに挟まれた空間内で、キックしたボールがタッチに出た場合、そのキックは認められず、ボールはキックした地点に戻され、相手チームにボールの所有権が移動するというものである。そして、彼らの理由からは、自らのゴールラインに近い25ヤード区域外では、タッチキックを禁じてボールをインプレイに保ち、ゲームを継続させようとする志向が窺える。この提案に従えば、プレイヤーは、直接タッチに出ない程度のキックか、或いはハンドリングによってボールを前方に進めていかざるをえない。従って、これはこのようなオープンプレイを促すための空間整備要求であったといえよう。

しかし、彼らはその後も1924、26年に同様の提案を行うが、ホームユニオンはIRBにおいてどちらも満場一致で否決し、1931年までこの提案を認めなかった（PR：212-214頁）。

一方、1926年オーストラリアは、これまで禁じられていたタックル後に地面に置かれたボールを手で扱うことを認めることを提案した（PR：215頁）。

この提案は、タックル後、ラックを形成せずに味方プレイヤーがボールを拾い上げて突進や

パスを用いたライン攻撃を繰り返すスピード感溢れる連続攻撃、あるいは相手チームがタックル後のボールを拾い上げて逆襲するような動きを可能にする。そのため、ハンドリングの使用範囲を拡大し、ホームユニオンの強みであった密集を避けることを意図して発せられたものと考えられる。しかも、足より手でボールを扱う方が確実にボールの所有権を保持できると考えられるため、一方のチームの攻撃時間が引き延ばされることは容易に想像でき、プレイの連続性を強調した要求といえよう。

しかし、この提案は1958年まで認められず、同年ようやくタックル後のボールを足で扱う必要性についての記述が消され、ついに1966年、南アやNZ、オーストラリアも議席を持つIRBにおいて、プレイの連続性を実現するために満場一致で認められたのである（CHG：25頁）。

以上のことから、オーストラリアとNZは、ハンドリングの拡大とプレイの連続・継続に大きく貢献したといえ、逆にホームユニオン側から見れば、ドリブル等キックゲームの特徴や密集の重要性は切り崩される結果となった。

③トライを軸にした序列への転換

1905年までにトライ後のゴールへのキックを最高位に置いた序列が形成されたが、トライを重視したイングランドやウェールズとて、キックによるゴールとトライの優劣関係を逆転させるまでには至らず、依然としてキックによるゴール優位のゲームであった。従って、彼らもキックによるゴールを未だ重視し、トライの優位性を主張するには懸念があったといえよう。

しかし、1924年にNZは「トライ4点：トライ後のゴール6点（置換有り）：ドロップゴール3点：他のゴール3点」という得点配分を提

案し、同年マーク後のゴール、つまりフェアキック後のゴールを「消極的実践（defensive movement）」と見なしてトライより低い配点にすることを求めた（PR：33頁）。つまり、NZはトライの配点を上げ、ドロップゴール及びマーク後のゴールを減点させることで、従来のキックによるゴールとトライの優劣関係を逆転させ、トライを最高位に位置づけたゲーム像への転換を求めたのである。従って、トライ自体に価値を見出していたNZはキックを用いた得点の仕方を高位に置く「伝統」を持つイングランドやウェールズよりも、トライを得ることを主要目的とする現在のラグビーの生成に大いに貢献したといえよう。

このような提案に対して、まずイングランドは、1925年にマーク後のゴールを2点に減らすことをIRB、ないし他のホームユニオンに提案し、オーストラリアも1926年に同じ見解を示した（PR：33頁）。しかし、1947年の植民地・自治領会議（Dominion Conference）においてNZがフェアキック及びマーク後のゴールの廃止を主張すると、これまで同じ志向を持っていたイングランドはそれを拒否した（PR：33頁）。

マーク後のゴールの廃止は、ゲームの一時的な停止を減らすと共に、トライ後のゴールを除いた得点の仕方をペナルティ後のキックとドロップゴール、トライに制限する企てであった。それ故、現在と同じくH状ゴールから離れた地点からドロップゴールを成功させることが困難であったとすれば、この提案は、ゴールを狙う機会を減少させてトライへ向かわせることを意図して発せられたといえよう。従って、ここには得点配分を操作するだけでなく、得点の仕方を制限することでトライの優位性を主張するNZの姿を読み取ることができる。逆に、キッ

クによるゴールを軽視しきれないイングランドからすれば、これはNZの「行き過ぎた」改正として認められないものであったと考えられる。

しかし、このようなNZの主張にもかかわらず、1948年の改正点は既にホームユニオン体制下で議論されていたドロップゴールの減点のみであった。

まず1936年、IRBはドロップゴールの価値について多くの見解が寄せられていたことを受けてホームユニオンに意見を求め、これに対して、ホームユニオンは従来の配点（4点）を維持する旨を返答している（PR；33頁）。しかし、再び植民地・自治領会議でNZがドロップゴールの減点を要求したことで、IRBで再び議論されることになった（PR；33頁）。そして、翌年のIRBで、ドロップゴールの減点はイングランドによって支持され、3点に減点された（PR；33頁）。

このようにドロップゴールの減点は、1905年、既に同様の見解を持っていたイングランドがNZの提案を支持することで実現したのである。とはいえ、同年の得点配分をみると、「トライ3点：トライ後のゴール5点（置換有）：フリーキックとペナルティキックからのゴール3点：ドロップゴール3点」であった（PR；33頁）。つまり、トライはあくまでキックによるゴールと同価値に置かれたに過ぎなかったのである。その後、1961年にオーストラリアとウェールズが全てのキックによるゴールを2点にする提案を行うが、この得点配分は23年間維持されている（CHG；7-8頁）。

しかし、ついに1971年、得点価値の関連について大いに議論したIRBが試験的にトライの価値を3点から4点に増やすことを決定した

（CHG；7-8頁）。

また、マーク後のゴールも、フェアキャッチ後の再開が直接ゴールを狙えないフリーキックに変更されたために1977年に消滅し、1992年になるとトライの価値はさらに高まり、5点に増加している（小林2003；247頁）。

このようにNZがトライ自体の優位性を主張した1921年から約50年後、ラグビーはトライによって得点することを目指すゲームへと転換したのである。

以上のように、NZは得点配分を操作するだけでなく、キックによる得点の仕方の種類を制限することでトライの優位性を主張し、トライへ向かうラグビー像の生成に重要な役割を果たしたといえよう。そして、この背景には、ハンドリングの使用範囲の拡大やプレイの継続性や連続性を強調し、ホームユニオン以上に可視的なオープンラグビーを目指していたNZやオーストラリアの姿があった。とはいえ、このような志向は古くはイングランド、そしてホームユニオンに継承された密集やキックゲームの「伝統」への挑戦を意味したため、NZらの先鋭的な提案が認められるには長い時間を必要としたと考えられる。

しかし、オープンプレイやトライ重視の傾向はなにもNZやオーストラリアに限られたものではなく、それらを評価する眼差しは、既にホームユニオンも持ち合わせていたのである。このような共通の志向を持つ彼らによって、トライの優位性ををはじめ現在のラグビーの基盤となるルールは出揃うことになる。

これに関して、星名（1972）のように、NZ及びオーストラリアが主張したドロップゴールの減点やダイレクトタッチ、タックル後のピック

アップ等オープンプレイを促すルール改正の背景には、1930年代からテンマンラグビー（Ten man Rugby）と揶揄される戦法を用いた南アの台頭が影響を及ぼしたという論者もいる¹⁶⁾。

おわりに

ラグビー史的に言えば、「トライへ向かうゲーム像」は、大きく（1）イングランドにおいて、精神力を試す場として機能したスクラメージ（密集）やキック中心のゲーム、（2）ハンドリングの特徴を強調しながらもイングランドの「伝統」的特徴を重んじるホームユニオンのゲーム、（3）その「伝統」に囚われずオープンプレイやゲームの連続性を強調しながらも、リーグラグビーのように密集を極力廃したゲームを作るまでには到らないNZやオーストラリアの先鋭的なゲーム、というラグビー像の関係の中で創られてきたといえる。そして、得点の仕方の序列転換は、南アの台頭を経て1972年に起こったのである。

その後、ラグビーは1987年の第一回ワールドカップ開催に代表されるように、巨大メディア企業と結びつきを強めながら世界的に配信されていく。このような過程において、1995年、IRBが公式にラグビーのプロ化を宣言するわけだが、その3年前、1992年にトライの価値はさらに認められて5点に増え、現在の得点配分に至るのである。

最後に、今後の課題について触れておきたい。まず、本稿において「トライへ向かうゲーム像」を巡るアクターは、英国及び旧英国植民地のユニオンである。しかし、実際にはIRB及びホームユニオンへ迎合しないユニオンは多く存在しており、今後はそれらの関係性も踏まえ

た議論が必要である。例えば、1990年代までIRBと対抗していたFIRAのラグビーコードへの影響力は無視できない問題である。

次いで、キックからトライ優位へ傾斜する理由について、日比野（1986）は「十五人のチーム・プレーで、やっと成立するトライの価値を高めるべきだ」という主旨から検討が加えられた、と指摘している（14頁）。そのため、この主旨の文脈を探り、この主旨が何を意図していたか等を検討する必要がある。例えば、この主旨がテンマンラグビーの出現後の改革と如何に関連しているか等である。

さらに、得点配分の序列転換が起こった1971年はちょうどイングランド設立100周年を迎えた時であった。同年これを記念して「世界へ普及する現代ラグビー」という大事業が動き始め、初めてIRB加盟国以外のユニオンが一堂に会すラグビー国際会議（World Rugby Congress）が開催されている（斉藤ら1992：225頁）。つまり、ラグビーが何を軸に世界的に拡大していくかが当然議論されたであろうから、この会議及びこれへ向けてどのような議論が行われていったか注視する必要があるだろう。

注

- 1) ラグビーにおいて、ゲームルールはロウ（the Law）と呼ばれるが、本稿では他のゲームと比較し易いことからルールと記すことにする。現在のルールについては、2007年「競技規則 RUGBY UNION」を参照。
- 2) このような序列化は、ラグビーと家族的关系にあるアメリカンフットボールやリーグラグビーにも見られる。
- 3) NZはニュージーランドが英国自治領となる1907年以前、1892年に設立される。ニュージーランドの国際連盟加盟が1919年、独立立憲君主制への移行が1931年であるから、1905年のチー

ムは国民というよりも NZ による初の選抜チームとして捉えた方が妥当であろう。

また、本稿で登場するオーストラリアとは、オーストラリアのニューサウスウェールズ州で 1882 年に設立されたユニオンを指す。このユニオンは 1949 年オーストラリア各州のユニオンが統合に同意し、オーストラリアラグビーユニオンが設立されるまでオーストラリアを代表していた。この記述については、Australia Rugby Union Official Site 参照。

南アフリカにおいて、ラグビーは 1860 年代にはケープタウンで行われていたと言われ、1889 年統括機構が設立された。ただし、人種問題を強く反映する南アフリカのラグビーにおいて、1992 年まで南アフリカユニオン (South Africa Rugby Union) は白人を中心に構成され、黒人らは非人種南アフリカボード (The non-racial Rugby Football Board) に所属していた。彼らの統合は 1992 年まで実現しないため、本稿では白人中心のユニオンとして捉えている。しかし、現在白人中心主義的な南アフリカのラグビー史は問い直され、19 世紀後半から 20 世紀初頭にキンバリー等の地区では白人と黒人が共にプレイしていたことが明らかになっている。今後はこの事実を踏まえた考察が求められる。以上の記述については、Difford (1933) 及び小林 (2003) を参照。

- 4) これは、「国際ラグビーフットボール委員会」(大西 1954)、「国際ラグビーフットボール評議会」(日比野 1987)とも訳されており、日本語の名称は未だ定まっていない。本稿では、日本ラグビーフットボール協会に倣って、国際ラグビーフットボール連盟とする。Japan Rugby Football Union Official Site 参照。

また、国際ラグビーフットボール連盟の略称は、1997 年に IRFB から IRB へ変化しているが、本稿では IRB とする。

- 5) ただし、星名 (1972) は諸外国のラグビーを学んだ日本ラグビーの技術史を論じており、その中で英国、ニュージーランド、南アフリカの戦法等を論じ、それらの差異や対立に若干触れている。他方、斉藤ら (1992) は、安全対策と

いう視点からではあるが、1945 年から 1992 年までのルール変遷の全体像を明らかにしており、そこには各年代のラグビー像や現代ラグビーの志向が見て取れる。ルール分析を行うにあたり、これらからは多くの示唆を与えられた。

- 6) 本稿のルール及びその改正要求とそれに対する反応の変遷は、以下を使用する。19 世紀前半から 1949 年までのルール変遷は Percy Royds (1949)、1949 年から 1971 年までのルール変遷は C.H.Gadney (1973) を用いる。本文での引用及び参照の標記は前者を (PR)、後者を (CHG) とし、それにページ数を加えたものとする。
- 7) イングランド北部に位置するユニオンは、1895 年にイングランドユニオンから脱退し、1922 年にラグビーフットボールリーグ (Rugby Football League) という別組織を立ち上げ、ラックの廃止や攻撃回数の限定など可視的なコンタクトゲームを生成していく。リーグラグビーについては、Jhon Huxley (1993) 及びダニングら (1983) を参照。
- 8) R.A. スミス (2001) によれば、アメリカでは 1873 年既に大学間のフットボール会議でサッカー型のルールが採用されたが、1875 年にはカナダのマグギル大学からラグビー型ゲームを学んだハーバード大学が再度他大学を召集して「譲歩ルール」を制定し、翌年には「大学対抗フットボール協会」が設立され、アメリカンフットボールが生成され始めていた。
- 9) 1846 年ラグビー校で、あるプレイヤーの後方にいる味方の 1 名にボールが触れたなら、他の集団がボールをキックするまで、そのプレイヤーはオフサイドであるという規定に始まり、1866 年に初めてスクラメージ時のオフサイドについて言及され、1874 年イングランドでは、「ボールの前で動く」スクラメージ内のプレイヤーを規制すると同時に、そのプレイヤーが後方の味方プレイヤーのキックによって生まれる空間、つまりボールの落下地点とキッカーの間の空間に存在する場合もオフサイドとなった (PR: 132-133 頁)。
- 10) 英国のラグビーにおいて、「ネーション」は非常に複雑な概念である。W 杯や五

カ国対抗戦のような国際大会に参加するナショナルチームとは、英国代表ではなく、イングランド、ウェールズ等地方代表を指し示し、彼らは現在も強い地方意識の下で対抗関係にある。

- 11) IRB の設立年について、1890年説 (大西1954；日比野1987) と1889年説 (日比野1986；山本1998) がある。

1890年説の記述はほぼ同じ内容であり、その記述から国際ラグビーフットボール連盟の「1890年レギュレーション」(O.L.Owen 1955；338頁) を原資料としていると考えられるが、IRB Official Site には1889年設立と記されている。従って、1890年説は、イングランドがウェールズ、スコットランド、アイルランドよりも多い議席数を持つことを条件に、IRB に加盟した年を示すものとして再把握される。

- 12) ホームユニオンの IRB 議席数は、IRB の「1890年度レギュレーション」を参照 (O.L.Owen 1955；338頁)。
- 13) FIRA は、1932年フランス国内のプロ化問題に対して IRB がフランスを5カ国対抗戦から除名したことに端を発し、フランス、ドイツ、イタリア、ルーマニア、カタロニア (スペイン)、オランダ、ポルトガル、チェコスロバキア、スウェーデンの9カ国によって設立された。FIRA は、1960年代から独自の選手権を開催し、1980年代には凡そ43カ国が加盟して IRB 以上の規模を誇った。FIRA を主導するフランスは1970年に IRB 公式メンバーにもなる。FIRA と IRB の緊張関係が溶け始めたのは1990年代に入ってからであり、この背景にはソ連の影響や IRB 主催の W 杯開催があったと言われている。以上の記述は小林 (2003) を参照。
- 14) 本稿における国際試合の戦績及び年代等については、O.L.Owen (1955) 及び大友 (2003) を参照。
- 15) NZ やオーストラリア、南アフリカが IRB に議席を持った年については山本 (1998；227頁) を参照。

彼らの加盟後、ホームユニオンの議席数は各2議席ずつになっている (大西1954；21頁)。つまり、イングランドの IRB 議席数は6議席か

ら2議席へ減り、IRB におけるイングランドの優位性は崩れ、ホームユニオンの権力は均質化する。とはいえ、ホームユニオンは植民地・自治領ユニオンに比べラグビーコードの形成について優位な立場を保っていた。

- 16) 実質10名で遂行されるこの戦法は、ミスを恐れてハンドリング攻撃を用いず、相手チームの背後を衝くキックとフォワードの突進を組み合わせ、また相手ゴール前でもドロップゴールやキックパスからトライを狙うものであった。そして、第二次大戦後、ホームユニオンがこのような「消極ラグビー」の改革に動きだし、しかもニュージーランドや南アフリカのラグビー技術書もこれを批判し、「速いボールの動きでゲインライン (gain line) を越えてプレイを中断することなく、フォワードバックと協力して相手陣深く攻め込む」「突破、継続、深攻の積極ラグビー」へ向かうことを説いていた (星名1972；532-535頁)。

このように星名はホームユニオンや NZ や南ア自身のラグビー関係者がこの戦法に対して批判的な眼差しやそれを乗り越えようとする類似した志向を持つことを示唆し、それを根拠に本文に記したルール改正が行われたという見解を示す。

ただし、彼は南ア戦法の消極性に関する各ユニオンの言明やその後のオープンプレイを促すルール改正の議論、さらには一連の出来事とトライの優位性の関係に触れていない。故に、彼の見解の妥当性や、トライ優位の序列形成に対する一連の出来事の役割を論じるには、今後、IRB や各ユニオンの議事録や書簡等を分析し、上記の事柄を踏まえた検討が必要である。

引用及び参考文献一覧

- IRB (2007) 「2007 競技規則 RUGBY UNION」
- Ivor D. Difford (1933) “The History of South African Rugby Football”, The Specialty Press of S.A.LTD.
- 池口康雄 (1981) 『近代ラグビー百年』、ベースボールマガジン社。
- E. ダニング・K シャド著／大西鉄之祐・大沼賢治訳

- (1983) 『ラグビーとイギリス人』, ベースボールマガジン社。
- 大友信彦 (2003) 『ザ・ワールドラグビー The Complete Record of International Rugby』, 新潮社。
- 大西鐵之祐 (1954) 『スポーツシリーズ ラグビー』, 旺文社。
- 岡仁詩 (1978) 「ラグビーゲームの歴史的変遷とニュージーランドラグビーについて」, 『同志社保健体育』第16号, 34~52頁。
- O.L.Owen (1955) “The History of The Rugby Football Union”, Playfair Books LTD.
- 川北稔編 (1998) 『新版世界各国史11 イギリス史』, 山川出版社。
- キース・シンクレア著/青木公他訳 (1982) 『ニュージーランド史 南海の英国から南太平洋国家へ』, 評論社。
- 北大路弘信・北大路百合子 (1982) 『世界現代史36 オセアニア現代史』, 山川出版社。
- 香山蕃 (1930) 『ラグビー・フットボール』, 目黒書店。
- C.H.Gadney (1973) “The History of the Laws of Rugby Union Football, 1949 ~ 72”, Walker&Co.
- 小林深縁郎 (2003) 『世界ラグビー基礎知識』, ベースボールマガジン社。
- 斉藤武利他 (1992) 「安全対策の視点からみたラグビーフットボール競技規則の変遷について」, 『筑波大学体育科学系紀要』第15号, 1~5頁。
- John Huxley (1993) “Rugby League”, Blandford.
- Percy Royds (1949) “The History of the Laws of Rugby Football”, Walker&Co.
- 秦修司 (1987) 「ラグビーの歴史—その起源と発展について」, 『金沢大学教育学部教科教育研究』第23号, 125~131頁。
- (1993) 「ラグビーの歴史について (4) — Old Rugbeianによるフットボール」, 『金沢大学教育学部教科教育研究』第29号, 77~84頁。
- (1996) 「ラグビーの歴史について (7)」, 『金沢大学教育学部教科教育研究』第32号, 1~5頁。
- 日比野弘 (1986) 『日比野弘のラグビー事典』, 三省堂。
- (1987) 「ラグビー」, 日本体育協会監修/岸野雄三編『最新 スポーツ大辞典』, 大修館書店, 1303-1309頁。
- 藤江正 (1992) 「日本におけるラグビーフットボール競技規則改正に関する史的考察」, 『小樽商科大学 人文研究』第84輯特別号, 191~221頁。
- 星昭・林晃史 (1978) 『世界現代史13 アフリカ現代史 I』, 山川出版社。
- 星名泰 (1972) 「ラグビー技術史」, 岸野雄三/多和健雄編『スポーツの技術史』, 大修館書店。
- RA. スミス著/白石義郎・岩田弘三監訳 (2001) 『カレッジスポーツの誕生』, 玉川大学出版部。
- R.H.Chester and N.A.C. Mcmillan (1981) “The Encyclopedia of New Zealand Rugby”, MOA Publications.
- 山本浩 (1998) 『フットボールの社会史』, ちくま新書。
- Australia Rugby Union Official Site, <http://www.rugby.com.au/>
- International Rugby Football Board Official Site, <http://www.irb.com/index.html>
- Japan Rugby Football Union Official Site, <http://www.rugby-japan.jp/>
- South Africa Rugby Football Union Official Site, <http://www.sarfu.org.za/>

Consideration Concerning Conflict about the Code of Rugby Football:
Analysis of the transition of the Laws of the Game
and demands for revision etc.

MATSUSHIMA Tsuyoshi *

Abstract: In the game of Rugby football, among the various allowable ways of scoring, the try is most highly rated. However, the rank of such a score dates from a revision of rules in 1971.

However, the relation of each Rugby union is disregarded in the research of the game's history when the origins and the development of rugby have been handled, and this ranking of the ways of scoring is not discussed enough.

This text looks at differences between each Rugby union as by analyzing the Laws of the Rugby game and the demands for revision over a predominant Rugby image, and clarifies the process whereby the try attained the first rank among the various ways of scoring.

Keywords: Rugby, ways of scoring, point system, try, open play, scrum as place where willpower is tested, Home Union, Dominion Union

* Ph.D. Candidate, Graduate School of Sociology, Ritsumeikan University